

受検者への情報提供

1 口頭開示の実施

受検者本人の学力検査の教科別得点及び合計得点について県立那覇工業高等学校において（第2次募集の合格発表の日の翌日から1か月を経過する日まで）口頭による開示請求ができます。

2 口頭開示の実施を受けられることができる者

口頭開示による開示請求は本人に限って認めております。法廷代理人（保護者等）が開示請求をしようとする場合は、条例第14条第1項に基づき、保有個人情報開示請求書を提出する必要があります。

※中学校職員、塾関係者等による開示請求はできません。

3 口頭開示の実施期間

令和2年3月25日（水）～4月24日（金）の午前9時から午後5時まで

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

4 口頭開示の場所

県立那覇工業高等学校

5 提供時に必要なもの

受検者本人：学生証、健康保険証等本人であることが確認できる書類

法廷代理人（保護者等）：保有個人情報開示請求書